

**【ご案内】日本での新型コロナウイルス・ワクチン接種を希望する皆様へ**

2021年8月11日

在イラン日本国大使館

現在、イランからの帰国者については、イランが変異株指定国となっていることから、本邦到着後、3日間検疫所の確保する待機施設で待機し、退所後、海外在留邦人等向けワクチン接種事業により、ワクチンを接種できます。

留意点（変異株指定国・地域から入国し、待機措置の対象者のうち海外在留邦人等向けワクチン接種事業でのワクチン接種を希望する方へ）

1. 検疫所が確保する待機施設（以下「待機施設」という。）での待機期間を経過した後、検疫所手配のバスで空港に戻る日の開場時間帯（10時～13時、14時～17時）の中で接種予約が可能です。
2. ワクチン接種の予約者については、17時までの開場時間内に宿泊施設から空港に戻れるよう、検疫部署との間で調整済みです。
3. 空港に到着するのが予約時に入力した接種希望時間帯とは異なる時間であっても、同日中であれば接種は可能です。
4. 一部の現地邦人の間で、待機施設を退所する日の翌日10時に空港に戻るバスがあり、退所日の翌日にワクチン接種を予約している場合は、延泊のうえ同10時のバスに乗ることができる、との情報が共有されていると承知するが、ワクチン接種を理由とした延泊は不可です。
5. 待機施設退所の翌日10時に空港に向かうバスは、8月1日以降は運行していません。
6. 退所日当日にワクチン接種を予約している方以外は、検疫所が確保する待機施設退所後自宅等での待機期間中に、公共交通機関の不利用等のルールを遵守のうえで（入国後14日以内の場合。15日目以降はその限りでない）、空港に改めて来訪し、接種を受けることとなります。

本件詳細は、以下の外務省サイトをご確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

在イラン日本国大使館（領事部）

メールアドレス：[consular@th.mofa.go.jp](mailto:consular@th.mofa.go.jp)

電話番号：+98（21）22660710